

重要病害虫の特別防除等（継続）

【食の安全・安心確保交付金 2,314（2,345）百万円の内数】

対策のポイント

農作物に重大な被害を及ぼす重要病害虫の侵入防止を図るとともに、発生地域においては防除対策を確実に講じます。

（病害虫の防除）

農作物に重大な被害を及ぼす重要病害虫が我が国に侵入・まん延しないよう、早期発見に努めるとともに、万が一侵入した場合には根絶、一定の地域への封じ込め、発生密度の抑制等の防除対策を確実に講じます。

政策目標

- ・ 我が国未発生の病害虫が侵入した場合の早期発見
- ・ 我が国未発生又は一部に発生している病害虫の根絶・まん延防止
- ・ 輸出相手国の植物検疫条件をクリアするための病害虫の発生調査・防除

<内容>

1. 事業内容

（1）病害虫の侵入防止措置

我が国が侵入を警戒している病害虫の早期発見を図るための調査を行います。

（2）病害虫のまん延防止措置

我が国未発生または国内の一部にのみ発生している病害虫が侵入・まん延し、農作物に甚大な被害を与える恐れがある場合、これらの根絶又はまん延防止を図るために緊急防除等を行います。また、喜界島においてカンキツグリーニング病菌緊急防除及びアリモドキゾウムシ根絶防除を行います。

（3）農産物の輸出解禁要請に当たっての病害虫調査

我が国に発生している病害虫が自国に侵入することを警戒し、我が国からの農産物の輸入を禁止している場合があります。このため、相手国の植物検疫条件をクリアするために必要な病害虫調査、防除法の確立を行います。

2. 事業実施主体 地方公共団体

3. 交付率 定額（10/10、9/10以内、1/2以内）

4. 事業実施期間 平成17年度～21年度

【担当課：消費・安全局 植物防疫課 （03）3502-5976】